



栃木県公報

平成28年
7月19日(火)
号外
第52号

目次

規 則	
○栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の制定.....	1
訓 令	
○栃木県副知事の担当事務に関する規程の制定.....	1

規 則

栃木県規則第五十一号

栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を次のように定める。

平成二十八年七月十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

第一順位 副知事 鈴木誠一

第二順位 副知事 赤松俊彦

附 則

この規則は、平成二十八年七月二十日から施行する。

（人事課）

訓 令

栃木県訓令第九号

本 庁
出先機関

栃木県副知事の担当事務に関する規程を次のように定める。

平成二十八年七月十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県副知事の担当事務に関する規程

（担当事務）

第一条 副知事の担当事務は、次のとおりとする。

一 共管事務

- イ 県政の総合的な企画及び調整に関すること。
- ロ 人事及び予算編成に関すること。
- ハ 議会との連絡調整に関すること。
- ニ その他知事が指定する事項に関すること。

二 副知事鈴木誠一の担当事務

- イ 総合政策部に関すること。
- ロ 経営管理部に関すること。
- ハ 県民生活部に関すること。
- ニ 保健福祉部に関すること。
- ホ 県土整備部に関すること。
- ヘ 会計局に関すること。

- ト 行政委員会（教育委員会を除く。）に係る連絡調整に関する事。
 - チ 県内市町村等との総合調整に関する事。
 - リ その他知事が指定する事項に関する事。
- 三 副知事赤松俊彦の担任意務
- イ 環境森林部に関する事。
 - ロ 産業労働観光部に関する事。
 - ハ 農政部に関する事。
 - ニ 企業局に関する事。
 - ホ 教育委員会に係る連絡調整に関する事。
 - ヘ 国及び関係機関との総合調整に関する事。
 - ト その他知事が指定する事項に関する事。

(担任の特例)

第一条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任する事務は、他の副知事が担任するものとする。

附 則

この訓令は、平成二十八年七月二十日から施行する。

(人事課)